

議会基本条例評価・検証シート

評価  
 A：適切に運用  
 B：さらなる取り組みが必要  
 C：議員自身で評価すべき事項  
 D：評価の必要がないもの

条文改正の必要性  
 1：改正の必要あり  
 (条文の改正を検討する)  
 2：改正の必要なし

議会のあり方調査特別委員会  
 資料1  
 R4.11.28

条	見出し	条文	取組状況（平成29年度～令和3年度）	評価	評価の理由	条文改正の必要性	条文に関する課題及び改善策
前文		伊勢市議会は、二元代表制の下、また、地方分権及び地方創生に係る積極的な関与を求められる中、その役割を最大限に果たすため「改革先行型」で、かつ継続して制度改革及び活性化に取り組んできた。 これからの伊勢市議会は、市民への情報の提供と市民との情報の共有化を図りながら、市民の市政への積極的な参加を求め、かつ議会の議員同士が自由闊達な討議を通じ、市政に係る論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、課題解決のために、さらに政策の立案及び提言ができる議会を目指す必要がある。 また、伊勢市議会及び議員は、公正性かつ透明性を堅持し、さらに市民に開かれた信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。 このような認識のもと、伊勢市議会は、地方自治の時代にふさわしい市政の確立に向け、不断の努力を重ねることを誓うとともに、議員各自がその自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示し、ここに伊勢市議会基本条例を制定する。		D	前文は条例の趣旨、条例制定の目的、あるいは、基本原則を示したものであり、評価すべき内容ではないため。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第1条	目的	この条例は、地方自治の本旨に基づき、伊勢市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民の福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。		D	地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進、市政の発展を目的としていることを示したものであり、評価すべき内容ではないため。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第2条	議会の活動原則	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。		B	市民の意見聴取、議員間の自由討議に少し弱い部分がある。また、政策立案及び政策提言の実績がないことから、さらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		(1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会であること。	市議会報告会、意見交換会、高校生議会等の開催				
		(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。					
		(3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。	委員会、分科会等での自由討議の実施 (H29年度…1件、H30年度…2件、H31R1年度…5件、R2年度…3件、R3…1件)				
		(4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。	平成30年10月から令和元年7月に条例等検討分科会において政策立案の仕組みについて協議を行い、令和元年10月伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要項を制定。				
(5) 議長又は副議長を選出するときは、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。	平成24年から議長、副議長の立候補制を取り入れ、それぞれの職を志願する者は所信表明を行っており、所信表明から選出に至る過程をケーブルテレビで放送、YouTubeで配信している。						
第3条	議員の活動原則	1 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければならない。	委員会、分科会等での自由討議の実施 (H29年度…1件、H30年度…2件、H31R1年度…5件、R2年度…3件、R3…1件)	B	議員間の自由討議の実施状況について、充分であるのか疑問が残り、さらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動しなければならない。	伊勢市議会主催による議員研修(8件)、委員会等視察(18件)、会派活動での議員研修・視察(127件)などの実施し、自己能力の研鑽に努めている。				
		3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。					
第4条	議会の役割	1 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。		B	政策立案の実績がないことから、今後、さらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。	本会議、委員会などにおいて、市の事務に対して、状況、将来の方針、行政課題などを質問し、疑義を質すこと等で、行政活動の監視、提言など行っている。  執行機関への一般質問・議案質疑延べ人数 ・一般質問延べ人数 (H29年度…26人、H30年度…25人、H31R1年度…26人、R2年度…33人、R3年度…29人) ・議案質疑延べ人数 (H29年度…2人、H30年度…5人、H31R1年度…6人、R2年度…9人、R3年度…1人)				

条	見出し	条文	取組状況（平成29年度～令和3年度）	評価	評価の理由	条文改正の必要性	条文に関する課題及び改善策
第5条	議長の責務と役割	議長は、議会において中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。		A	平成29年から5人の議長が就任したが、いずれの議長においても中立、公正な職務、効率的な議会運営に取り組み、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第6条	政策立案及び政策提言	議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。	平成30年10月から令和元年7月に条例等検討分科会において政策立案の仕組みについて協議を行い、令和元年10月に「伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱」を制定。	B	令和元年10月の「伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱」制定後、政策立案の実績はなく、今後、積極的な取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第7条	大規模災害時の議会の対応	1 議会は、大規模災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。	活動状況 ・大規模災害が発生したときに必要となる組織体制、議員・事務局職員の行動基準などを定めた「伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）」を令和元年10月10日に制定、令和3年2月15日改正。 ・議会防災訓練の実施（令和2年2月17日） ・新型コロナウイルス対策会議を令和2年2月29日に設置し、情報共有、市民への影響調査、当局・各種団体との意見交換、市民向けアンケートなどを実施、また、市長へ要望書を3回提出をした。	B	大規模な災害には遭遇しておらず、大規模災害時の対応については経験していないが、議会BCPの活動として、新型コロナウイルス対策会議の設置、市長へ要望書の提出などの取り組みを行ってきた。 しかし、コロナの対策については、議会として市長部局へ意見をするなど、今後さらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 大規模災害への対応について基本的な事項は、別に定める。	「伊勢市議会業務継続委計画（議会BCP）」で規定。				
第8条	会派	1 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派(以下「会派」という。)を結成することができる。	会派結成の状況（交渉会派内数）※年度末 H29年度…8会派（4）、H30年度…8会派（4）、H31R1年度…9会派（4）、R2年度…10会派（3）、R3年度…8会派（3）	C	会派は共通理念でもって結成されたもので、各会派あるいは各議員で評価すべきものである。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする。					
第9条	市民参加及び市民との連携	1 議会の会議は、原則として公開とする。	会議の公開方法（傍聴、インターネットによる配信、ケーブルテレビによる放映、会議録の公開）	B	会議の公開、情報の公開に関しては、特段問題はないが、市民からの政策提案の機会の拡大並びに専門的知見の活用、政策的意見等の討論への反映についてはさらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議会は、その活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	ホームページ、議会だより、ケーブルテレビ、YouTube、で議会の審議状況を公開し、議会報告会及び意見交換会等で議会での状況等を説明している。				
		3 議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。	意見交換会及び議会報告会 ・H29.6.5～H30.2.23 皇学館大学生との意見交換会（CLL活動） 議会（議員）のしごとについて、伊勢市の課題について ・H29.8.25 総連合自治会役員との意見交換会 防災関係、観光施策、空き家対策、人口減少、高齢化社会、地域産業について ・H30.11.24・30 議会報告会 ・R元.11.29・30 議会報告会 ・R2.11.26 議会報告会				
		4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見及び政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	全員協議会・連合審査会での参考人の招致 ・R1.8.29全員協議会（保健福祉拠点施設の整備について） ・R2.7.27産業建設委員会・教育民生委員会連合審査会（中心市街地活性化に関する事項） ・R3.11.24産業建設委員会・教育民生委員会連合審査会（中心市街地活性化に関する事項）				
第10条	請願及び陳情	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願をする者に対して説明及び意見陳述を行う場を設けることができる。	請願の受付件数 ※()内は採択件数 (H29年度…4件(4)、H30年度…5件(5)、H31R1年度…4件(4)、R2年度…3件(2)、R3年度…2件(1)) 陳情の受付件数 (H29年度…9件、H30年度…12件、H31R1年度…10件、R2年度…6件、R3年度…11件) 請願者の説明・意見陳述 (H31R1年度…1件、R2年度…1件、R3年度…1件) ・H31.3.19総務政策委員会 ・R2.12.21総務政策委員会 ・R3.7.2教育民生委員会	A	請願は本会議あるいは常任委員会で慎重に審査がなされ、陳情は申し合わせにより定例会最終日にその写しが配付され、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第11条	議員の定数	1 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び類似団体との比較検討結果等を十分に考慮するとともに、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。	令和2年3月18日に議員定数検討会を設置し、合計5回の検討会を開催し、これまでの市議会議員定数の経過、類似団体等の議員定数の状況、人口動態等を踏まえ議員定数を2減とし24人としている。	A	人口減少、厳しい財政状況、類似団体の状況等を鑑み、令和2年10月に伊勢市議会議員定数条例の改正を行い、定数の見直しを行っており、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議員の定数については、別に条例で定める。	「伊勢市議会議員定数条例」で規定。				

条	見出し	条文	取組状況（平成29年度～令和3年度）	評価	評価の理由	条文改正の必要性	条文に関する課題及び改善策
第12条	議員報酬	1 議員は、議員報酬が市民の負託を受けたその職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。 2 議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。	議員報酬については、「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めている。 ・令和元年6月から11月にかけて条例等検討分科会において長期欠席の場合の議員報酬、期末手当についての減額割合について協議を行い、議会のあり方調査特別委員会、本会議での審議を経て、「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」を制定。 ・令和2年5月に新型コロナウイルス感染症対策の財源とし、議員の期末手当を減額する「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」を議員発議で提案し制定。	A	特別職報酬等審議会で審議されており、報酬の性格についても各議員自覚している。 また、長期欠席議員の報酬減額について制度化しており、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第13条	議会と市長等との関係	1 議会の会議における議員と市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)の質疑応答は、市政上の論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。 2 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。 3 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。	論点、争点を明確にし、分かりやすくするため、試行期間を経て、平成20年3月定例会から一問一答制を導入し、質疑応答は一問一答で行っている。 平成23年3月定例会から反問権を試行導入し、議会基本条例で反問権について規定し、緊張関係を持ち会議運営を行っている。 反問権行使回数 (H29年度～R3年度…0件)	A	質疑応答は一問一答方式を採用し、当局との調整も最初の質疑・質問のみに止めている。 また、当局の反問権も認めており、常に緊張関係を保ちながらの議会運営がなされており、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第14条	法第96条第2項の議決事件	1 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。 2 前項の規定による議決事件に関しては、別に条例で定める。	令和元年7月、地方自治法第96条第2項に定める議決事件として、「伊勢市総合計画 基本構想」「伊勢市総合計画 基本計画」「定住自立圏形成協定の締結、変更又は協定の廃止」を「伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例」に整理し規定。	A	議決事件の範囲の拡大は、伊勢市総合計画基本計画を追加し、議会の機能強化に努めており、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第15条	定例会の回数及び会期	1 定例会の回数及び会期は、議案の審議等に当たり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定するものとする。 2 定例会の招集の回数については、別に条例で定める。	議会の会期については、議案の提出のタイミング等を考慮し、十分な審議ができるよう議会運営委員会で決めている。 「伊勢市議会定例会の招集回数に関する条例」「伊勢市議会定例会の招集回数に関する規則」で規定。	A	新型コロナウイルス感染症対策で臨時議会が多く開催されたこともあったが、定例会の回数は年4回の現行を継続することで結論が出ており、臨時会で対応できている。 また、通年議会について、さらなる議論が必要でないかとの意見があった。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第16条	予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。		A	現行の予算説明資料及び決算に係る主要な施策の成果説明書及び事務の概要書でもって審議が尽くされており、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第17条	委員会	1 常任委員会及び特別委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。 2 常任委員会は、積極的に継続調査事項を定めるものとする。	決算審査は平成28年9月定例会での決算特別委員会から、予算審査は平成29年3月定例会での予算特別委員会から議員全員の参加と専門的・効果的な審査が行えるよう分科会方式を採用し審査を行っている。 平成29年12月～令和3年11月継続調査案件 総務政策委員会 ・防災対策に関する事項 ・ふるさと未来づくりに関する事項 ・公共施設マネジメントに関する事項 ・総合計画推進事項に関する事項 教育民生員会 ・伊勢市病院事業に関する事項 ・伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項 ・子ども子育て支援に関する事項 ・保健福祉拠点施設の整備に関する事項 (R2.6追加) ・新型コロナウイルス感染症対策に関する事項 (R3.6追加) 産業建設委員会 ・中心市街地活性化に関する事項 ・観光交通対策に関する事項 ・地域公共交通に関する事項 令和3年12月～ 上記案件と同じ案件を継続調査案件として議決 令和4年3月 総務政策委員会 ・自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)に関する事項(追加)	B	常任委員会では委員会の特性を活かした審査及び積極的な継続調査事項が設定され、適切に運用している。 予算・決算特別委員会での審査については、全員参加を評価する意見が多い反面、分科会方式では専門的、具体的議論が行われておらず、「再検討を望む」との意見があった。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。

条	見出し	条文	取組状況（平成29年度～令和3年度）	評価	評価の理由	条文改正の必要性	条文に関する課題及び改善策
第18条	政務活動	1 会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査、研究その他の活動を行わなければならない。		A	会派での政務活動は的確に運営されており、議員間の情報共有と市民への情報公開についても十分満たされ、適切に運用している。 なお、会派内での調査、研究活動について、さらなる活動を望むという意見があった。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議会は、会派により行われた調査、研究その他の活動の成果を共有するよう努めるものとする。	政務活動費を利用した研修、視察など報告書を作成し、情報共有できるようにしている。				
		3 政務活動費に関しては、別に条例で定める。	政務活動費の交付、施行に関し「伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例」「伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」で規定。				
第19条	議員研修	議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。	議員研修会の実施 ・平成29年5月30日 議員としての一般質問・質疑のあり方株式会社地方議会総合研究所 ・平成29年10月2日 国土交通省出前講座 国土交通省都市局、中部地方整備局企画部 ・平成30年6月15日 議会BCP（業務継続計画）一般社団法人 危機管理教育研究所 ・平成30年11月30日 地方自治体の内部統制と議会の役割株式会社地方議会総合研究所 ・令和元年7月16日 市民フリースピーチ制度 犬山市議会議員 ビアンキ アンソニー氏 ・令和2年2月20日 防災対策 樋渡社中株式会社 ・令和3年1月28日、29日 情報セキュリティ等について 株式会社アイ・シー・エス ・令和3年7月26日 地域をブランディングする意義と実践 株式会社オフィスたはら	A	議会での研修は、毎年2回、その時代に即した幅広い課題をテーマに実施し、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第20条	議会改革への取組	議会は、その改革に継続的に取り組むものとする。	平成28年7月13日に議会のあり方調査特別委員会、条例等検討分科会、広報検討分科会、広聴検討分科会を設置し、継続的な取り組みを行った。 ・伊勢市総合計画の「基本構想」を議決事件に追加 ・市政の課題解決を図り、議会自ら政策を構想する政策立案、政策提言の実施にかかる仕組みである「伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要項」を策定。 ・大規模災害が発生した時に必要となる組織体制、議員・事務局職員の行動基準を定めた「伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）」を策定。 ・長期欠席の場合の議員報酬を定めた「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の制定 など  改選後、令和3年12月20日に議会のあり方調査特別委員会、政策等検討分科会、広報広聴検討分科会、議会ICT検討分科会を設置し、継続的な取組を行っている。	A	平成22年7月設置の議会改革特別委員会に引き続き平成28年7月には議会のあり方調査特別委員会を設置し、延べ12年間に渡り、順調な議会改革が、全議員をもって進められ、適切に運用している。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第21条	広報広聴機能の充実	1 議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。	議会での審議結果等については、ホームページ、議会だより、ケーブルテレビ、YouTube、議会報告会及び意見交換会で情報を公開し、説明している。 ・意見交換会及び議会報告会 H29.6.5、8.21、H30.2.23 皇學館大学生との意見交換会（CLL活動） H29.8.25 総連合自治会役員との意見交換会 H30.11.24・30 議会報告会 R元.11.29・30 議会報告会 R2.11.26 議会報告会	B	議会のあり方調査特別委員会では、令和3年12月に、広報検討分科会、広聴検討分科会を統合し、広報広聴検討分科会として機能強化を図った。 しかしながら、新型コロナウイルスの感染も影響があるが、市民の意見聴取に関しては少し弱みを感じるところがあり、さらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議会は、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとする。					
		3 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報広聴に係る特別委員会を設置するものとする。	H29.12～R3.12 議会のあり方調査特別委員会 広報検討分科会、広聴検討分科会を設置 R3.12 議会のあり方調査特別委員会 広報広聴検討分科会を設置				
		4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。	「議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱」で規定。				
第22条	議員の倫理	1 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。		C	条例に抵触するような事案は発生していないが、議員自身で評価すべき内容である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議員の倫理については、別に条例で定める。	「伊勢市議会政治倫理条例」「伊勢市議会政治倫理条例施行規則」で規定。				

条	見出し	条文	取組状況（平成29年度～令和3年度）	評価	評価の理由	条文改正の必要性	条文に関する課題及び改善策
第23条	議会事務局	議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。	令和2年7月以降R3年11月にかけ、①事務局職員の増員、②プロパー職員・再任用職員の採用、③法務専門職員の配置、④外部専門機関等との連携、⑤政務活動費の管理、⑥会派視察時の切符手配等の課題を取り上げ、⑥会派視察時の切符の手配など、会派、議員で行うこととした。	B	事務局は議長の下で円滑な議会運営に努めているが、事務局の充実強化に関しては、議論が尽くされていないところがあり、さらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第24条	議会図書室	1 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民及び市の職員の利用に供するものとする。	議会図書室は議員、職員の利用のほか、一般の利用にも供している。蔵書は地方自治法関連の書籍、議会に関する書籍、市の各種計画、過去の市議会映像など配架している。	A	議会図書室の設置については、市民、職員へも開放しており、適切に運用している。ただ、更なる環境整備（蔵書目録、閲覧場所の整備など）の検討は必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議会図書室の管理及び運営については、別に定める。	「伊勢市議会図書室規程」で規定。				
第25条	他の条例との関係	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。	令和元年10月に伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱を制定した際、政策立案及び政策提言の仕組みの法的根拠を議会基本条例に置くため条例改正を行っている。	B	政策立案に関わる規定の整備の際、議会基本条例の改正は行っていたが、議会基本条例逐条解説の修正が滞っていたため、さらなる取り組みが必要である。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
第26条	見直し手続	1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正等をするものとする。		A	令和3年11月の改選を区切りに、今回、評価を行っている。	2：改正の必要なし	現時点では見直すべきところはない。
		2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。					